

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

(単位 百万円)

満期保有目的の債券

	種 類	2023年度中間期（2023年9月30日現在）			2024年度中間期（2024年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	1,993	2,006	12
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,337	1,339	1	40	40	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,337	1,339	1	2,033	2,046	12
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	2,992	2,946	△ 45
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,604	10,425	△ 179	12,043	11,838	△ 204
	その他	—	—	—	1,000	968	△ 31
	小 計	10,604	10,425	△ 179	16,035	15,753	△ 282
合 計	11,942	11,764	△ 177	18,069	17,799	△ 269	

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	2023年度中間期（2023年9月30日現在）	2024年度中間期（2024年9月30日現在）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	46	46
関連法人等株式	9	9

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格があるものは該当ありません。

その他有価証券

	種 類	2023年度中間期（2023年9月30日現在）			2024年度中間期（2024年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,658	2,994	5,663	10,066	3,179	6,887
	債券	28,357	28,244	113	31,033	30,800	233
	国債	8,545	8,510	35	14,055	13,894	160
	地方債	9,494	9,458	35	6,479	6,454	24
	社債	10,317	10,275	42	10,498	10,451	47
	その他	37,495	36,889	606	42,389	41,265	1,123
	小 計	74,511	68,127	6,383	83,489	75,245	8,244
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	78	83	△ 5	246	276	△ 30
	債券	136,418	140,109	△ 3,690	147,080	150,379	△ 3,299
	国債	32,011	33,053	△ 1,042	52,582	53,619	△ 1,037
	地方債	39,858	40,772	△ 913	31,234	32,027	△ 792
	社債	64,548	66,282	△ 1,734	63,262	64,732	△ 1,470
	その他	110,080	119,708	△ 9,628	103,664	112,188	△ 8,523
	小 計	246,577	259,901	△ 13,323	250,991	262,844	△ 11,853
合 計	321,088	328,028	△ 6,940	334,480	338,090	△ 3,609	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	2023年度中間期 (2023年9月30日現在)	2024年度中間期 (2024年9月30日現在)
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	549	524
組合出資金	721	1,231

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

減損処理を行った有価証券

(2023年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(2024年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	2023年度中間期 (2023年9月30日現在)		2024年度中間期 (2024年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	7,966	—	2,956	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	2023年度中間期 (2023年9月30日現在)	2024年度中間期 (2024年9月30日現在)
評価差額	△6,940	△3,609
その他有価証券	△6,940	△3,609
その他の金銭の信託	—	—
繰延税金資産	2,261	1,275
その他有価証券評価差額金	△4,679	△2,334

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引…該当ありません。
- (2) 通貨関連取引

(単位 百万円)

区 分	種 類	2023年度中間期 (2023年9月30日現在)				2024年度中間期 (2024年9月30日現在)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	為替予約								
	売建	1,785	—	△ 8	△ 8	1,593	—	23	23
	買建	134	—	0	0	156	—	△ 0	△ 0
合 計		—	—	△ 8	△ 8	—	—	23	23

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引…該当ありません。
- (4) 債券関連取引…該当ありません。
- (5) 商品関連取引…該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引…該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。